

令和3年4月21日に民法等が改正され、具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うこととされました。そこで、今回は、遺産分割の期間制限等の改正内容について解説します。

## 1. 現行制度の問題点

相続が開始して、相続人が複数いると、遺産に属する土地や建物、動産、預金などの財産は、原則として相続人による共有状態となります。遺産が共有の状態のままにあると、各相続人の持分権が互いに制約し合う関係に立ち、遺産の管理に支障をきたす事態が生じることもあります。また、遺産分割がされないまま相続が繰り返されて多数の相続人による遺産の共有関係となると、遺産の管理・処分が困難になります。このような状態の下で、相続人の一部が所在不明になり、所有者不明土地が生ずることも少なくありません。

現行制度においては、具体的相続分の割合による遺産分割を求めることについては、時的制限がなく、長期間放置していても具体的相続分の割合による遺産分割を希望する相続人に不利益が生じないことから、相続人が早期に遺産分割の請求をすることについてインセンティブが働きにくい状況にあります。また、相続開始後遺産分割がないまま長期間が経過すると、具体的相続分の算定が困難となり、遺産分割の支障となるおそれがあります。

## 2. 改正の概要

相続開始（被相続人の死亡）時から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、具体的相続分ではなく、法定相続分（又は指定相続分）によることとされました（民法904の3）。

なお、10年を経過し、法定相続分等による分割を求めることができるにもかかわらず、相続人全員が具体的相続分による遺産分割をすることに合意したケースでは、具体的相続分による遺産分割が可能としています。

施行日は、令和5年4月1日とされ、この改正によって、具体的相続分による分割を求める相続人に早期に遺産分割請求を促す効果が期待されます。

- 具体的相続分は、法定相続分・指定相続分を事案ごとに下記の方法で修正して算出する割合をいいます。

- ① 個々の相続人の具体的相続分＝（みなし相続財産の価額（相続財産の価額＋特別受益の総額－寄与分の総額）×法定相続分又は指定相続分）－個々の相続人の特別受益（生前贈与等）の価額＋個々の相続人の寄与分の価額
- ② 具体的相続分の割合（具体的相続分率）＝各相続人の具体的相続分の価額の総額を分母とし、各相続人の具体的相続分の価額を分子とする割合

## 3. 改正法の施行日前に相続が開始した場合の遺産分割の取扱い

改正法の施行日前に被相続人が死亡した場合の遺産分割についても、改正法のルールを適用することとされています。ただし、経過措置により、すくなくとも施行時から5年の猶予期間を設けることとしています。

- 施行時に相続開始から既に10年を経過しているケース（施行時から5年の経過時が基準）



- 相続開始時から10年を経過する時が施行時から5年を経過する時よりも前になるケース（施行時から5年の経過時が基準）



- 相続開始時から10年を経過する時が施行時から5年を経過する時よりも後になるケース（相続開始時から10年の経過時が基準）

